

平成27年第1回議会定例会（諸般の報告）

開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

まず、はじめに、「循環バスナッシー号の事故」について申し上げます。

平成27年1月14日に発生しました「循環バスナッシー号」の事故において、11名の乗客のうち、お二人の重傷者を含む8の方がけがを負われました。乗客の皆様とそこご家族にお詫び申し上げますとともに、市民の皆様にご心配をおかけしましたこと、この場を借りてお詫びを申し上げます。

この度の事故で重傷を負われたお二人の状況ですが、骨折をされた方は、退院に向けリハビリを始めておりますが、もうひとかたはまだ予断を許さない状況が続いているとご家族から聞いています。

事故はあってはならないものであり、二度と事故を起こさないよう再発防止に取り組むとともに、未だ入院治療を続けられている方々をはじめ、けがを負われたすべての方々の一日も早いご平癒を祈念いたすところです。

今回の事故につきましては、事故当日に、私のコメントを発表させていただいておりますが、事故翌日の1月15日に、ちばレインボーバス株式会社の大谷社長から直接事故報告を受け、その際、私からは、「被害者への対応に万全を期すこと」、「更なる安全運行を徹底すること」、「信用回復に努めること」の3点を伝えました。

そして、警察によるちばレインボーバス株式会社への家宅捜索が行われ、事故車両の運転手につきましては逮捕、起訴されております。

また、国土交通省が重大な自動車事故において、関係機関等を調査するため設置している「事業用 自動車事故 調査委員会」による調査が行われる

こととなっており、市も調査に協力するとともに、調査結果について注視してまいります。

次に、「北総線 運賃値下げ 支援補助金に関わる住民訴訟」について申し上げます。

既にご案内のとおり、平成27年1月15日に判決が確定したところでありますが、これを受けまして、1月26日に横山氏及び同氏の訴訟代理人である弁護士と面会し、損害賠償金の請求をいたしましたので報告します。

なお、請求額は、2,363万2千円及びこれに対する平成23年2月26日から支払済みまでの年5分の割合による利息を含めた額で、支払期限は判決の確定日から60日以内の平成27年3月16日となります。

次に、「まち・ひと・しごと創生法に基づく市の取り組み」について申し上げます。

昨年、国においてまち・ひと・しごと創生法が成立し、国の総合戦略が示されました。

本市においても、人口減少の抑制、活力に満ちた地域づくりに向けた取り組みを、全庁横断的に検討・推進するため、私を本部長とする「白井市まち・ひと・しごと創生本部」を2月6日に設置しました。

今後、この本部を中心に、市の総合戦略を平成27年度中に策定するよう取り組んでまいります。

また、国の緊急経済対策に盛り込まれた「地域住民 生活等 緊急支援のための交付金」については、地元の消費を喚起するため、プレミアム付商品券の発行や、少子化対策として保育所等の環境改善、農産物の販路拡大等の事業など、交付金を積極的に活用するよう検討を進めてまいります。

次に、「白井市庁舎整備基本設計（案）」について申し上げます。

市役所庁舎整備については、25年度に市議会議員、有識者、公募市民などで構成される「白井市 庁舎建設等 検討委員会」を設置して整備に向けた検討を進めてきましたが、このたび、白井市 庁舎整備 基本設計（案）がまとまりました。

案の特徴的なものとしては、減築＋新築という特殊な手法を用い、経費節減や環境に配慮した計画としたほか、減築棟・新築棟及び保健福祉センターの3棟の連携に配慮した配置としています。

また、千葉県や県警本部の協力により、印西警察署の分庁舎が庁舎内に出来ることから、かねてから頂いていた市民の強い要望が実現することとなり、免許の更新など市民生活の利便性も増すとともに、安心・安全のまちづくりの拠点となるものと大変期待をしているところでございます。

案につきましては、2月1日号の広報紙やホームページに概略を掲載すると共に、2月7日に住民説明会を開催し市民の皆さんに広くお知らせし、現在、2月17日までの期間で案に対するパブリックコメントを実施しております。

今後、市民からいただいた意見などを踏まえたうえで、市が基本設計を決定し、次の段階となる実施設計を行ってまいります。

次に、「原子力損害賠償紛争解決センターへの和解あっせんの申し立て」について申し上げます。

市は、東京電力株式会社 福島第一原子力発電所 事故への対策に要した費用について、原子力損害賠償紛争解決センターに対し東京電力株式会社との和解のあっせんを申し立てることとしました。

これまで東京電力株式会社に対し原因者責任による負担の観点から賠償

金の請求を行い、また、千葉県及び関係市等とともに「原子力損害賠償に係る質問状」を提出するなどして十分かつ速やかな支払いを求めてきました。

しかし、同社は賠償に対し消極的な姿勢を変えておらず、今後、当事者間での交渉を続けても具体的な進展が期待できないことから、原子力損害賠償紛争解決センターの活用が適当と判断したものです。

申し立ての金額は、平成25年度までに発生した費用の総額「4億3,952万1,372円」から、国・県などの補助金及び東京電力株式会社からの賠償金などの歳入済みの額の合計「1億1,817万9,392円」を除いた「3億2,134万1,980円」です。

なお、東京電力株式会社には、放射線対策室 職員給与等を除く「2億6,637万7,113円」の賠償金を請求してきましたが、これまで「1,013万80円」の支払いにとどまっています。

申立ての時期については、本定例会の議決を得ましたら、速やかに行いたいと考えております。

次に「ふるさと納税の推進」について申し上げます。

市では、平成24年度に寄附者がみずからの寄附金の使い道を指定することにより、具体的なイメージを持って市のまちづくりに参加できるよう、「まちづくり寄附金制度」を創設し、市民参加のまちづくりを推進してまいりました。

この度、この制度のさらなる充実を図るため、寄附をいただいた方に対するお礼として、市の特典品の発送を始めることとしました。

開始時期は平成27年3月23日からで、特典品は、梨、米などのほか、ふるさと産品認定商品、キャラクターグッズなどを考えており、地元事業

者とも協議を進めているところでございます。

これによりまして、自主財源の確保はもとより、特産品のアピールや市のシティプロモーションのほか、農業など地場産業の活性化につなげていきたいと考えております。

また、運用にあたっては、民間事業者のノウハウの活用や事務負担の軽減なども考慮し、官民協働で実施するため、民間事業者と協定書を締結し、ふるさと納税事務の一括代行業務をお願いすることとしました。